

平成31年度(令和元年度) 東大和市立第九小学校 学校経営方針

校長 小須田 哲史

I 教育目標

		〈生きる力の育成〉		〈目指す子供の姿〉
○ よく考える子	…	確かな学力	知	… まなび ワクワク
○ 思いやりのある子	…	豊かな人間性	徳	… ころこ ウキウキ
○ 健康な子	…	健やかな体力・健康	体	… からだ イキイキ

II 目指す学校像

◎ 子供も家庭も地域も学校も「WIN-WIN」になる

- 1 子供にとって、九小で学ぶ喜びや楽しさにふれ、自己実現することで、「学校大好き」「友達大好き」「先生大好き」と心から思える、夢と活気にあふれる学校
- 2 家庭や地域にとって、豊かな関わり合いと学ぶ合いのある、地域とともにある学校づくりで、よりよい地域社会をつくる学校
- 3 教職員にとって、チーム九小の一員としての自覚と誇り、やりがいをもち、九小の子供たちのことを一番に考え職務に専念し、九小の教育の質を高める学校
- 4 地域ぐるみで、九小の子供の安全・安心を最優先にし、交通安全、防災・防犯、美しい教育環境を整える学校

III 学校経営の重点

- 1 九小ミニマムの凡事徹底で授業力をアップさせることで、テンポと楽しさと雰囲気のある授業を提供する。
- 2 地域等の教育力の活用で学びの楽しさをアップさせることで、まなびとからだところを鍛える。
- 3 響き合い学び合うチーム九小で学校力をアップさせることで、地域とともにある学校づくりを目指す。

IV 指導方針

- 1 **人権教育**の理念をもとに、人権教育を推進する。
 - (1) 人権プログラム（都教委）等活用し、常に教職員の人権意識の高揚
 - (2) すべての教育活動で、自分も人も大切に人権尊重の精神の醸成
 - (3) いじめ・不登校ゼロを目指し、スクールカウンセラー等と連携し、未然防止、早期発見と早期対応
- 2 **小中一貫教育**を推進するために、IMO-ZOU五中学区三校（第五中、第七小、第九小）が連携・協働しながら、東大和市小中一貫教育共通プログラムを軸

に、教育課程の工夫・改善を図るとともに、中一ギャップの解消に努める。

- (1) 学習習慣や学習規律の凡事徹底 基礎学力の定着
- (2) 主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善
- (3) オリンピック・パラリンピック教育や外国語教育等の取組の充実

3 「生きる力」(確かな学力・豊かな人間力・健やかな体力・健康)の調和のとれた

子供を育成するために、意図的・計画的に教育課程の計画・実施・評価・工夫改善を図る。

- (1) 身に付けさせたい力の明確化
- (2) 九小これだけは！徹底
- (3) 主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善
- (4) ALTと連携して、外国語活動3・4学年で35時間、外国語5・6学年で70時間実施
- (5) 地域等の教育力の活用で、ふるさと本物体験活動の充実
- (6) 学期1回学校公開日を授業改善の成果発表の場とし、授業公開・アンケートの実施

4 学力向上のために、年間指導計画のもと、全学年ともに共通の指導事項「九小ミニマム」の

徹底を図るとともに、テンポと楽しさと雰囲気のある授業を提供する。

- (1) 全学年ともに、学習習慣と学習規律の凡事徹底、東京ベーシックドリルの活用による基礎学力(漢字・計算)の定着、読書活動の充実
- (2) 言語活動の基本となる国語力(聞く力、話す力、話し合う力)の育成
- (3) 各教科等の知識・技能の習得と、言語活動を活用して、課題解決のための思考力・判断力・表現力の育成

5 人間力向上のために、年間指導計画のもと、総合的な学習の時間、特別活動と道

徳を関連付け、特色ある教育活動を工夫する。また、豊かな関わり合いを大切にし、人権感覚や共生の心を醸成する。

- (1) 「九小のよい子」の三つの指導事項「気持ちのよいあいさつ、ていねいな言葉づかい、きれいな学校」の徹底
- (2) あいさつリレー運動や縦割り班活動など全学年の共通の取組の活性化
- (3) 地域等の教育力を活用した教育活動の充実で、出会い・関わり合い・感動の高揚

6 体力向上・健康教育の推進のため、年間指導計画のもと、運動の特性や面白さを

味わわせる体育指導の工夫を図る。また、保健、食育、安全指導を通して、心身ともに健やかな子供を育成する。

- (1) 教科体育を軸に、運動の特性や面白さを味わわせる体育指導の工夫
- (2) 元気アップカードの活用で、「一校一取組」運動で体力づくり、スポーツテストの実施
- (3) 早寝・早起き・朝ごはんと歯磨き等、基本的な生活習慣の徹底
- (4) 学校保健委員会で、学校医や薬剤師等と連携し、健康教育の啓発

7 特別支援教育の推進のために、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その力を

高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導や必要な支援を行う。

(1) わかば学級(知的固定)やななもり教室（特別支援教室）の教育的ニーズを要する子供の理解

(2) わかば学級(知的固定)やななもり教室（特別支援教室）の理解教育の取組

(3) 校内委員会を軸に、担任一人だけに抱えこませない校内態勢の充実

8 **学校力向上**のために、「学年団制」（チーム九小）のよさを生かして、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業改善を図る。

(1) 「学年団制」（チーム九小）いわゆる、学級担任に副担任などを加えた複数の教師による効率的・効果的な指導システムの充実

(2) 教師が子供と向き合い、教材研究、授業づくりに集中する時間の確保

(3) 「九小ミニマム」（学習規律・学習指導・学級経営の基本）の凡事徹底

9 **IMO-ZOUコミュニティスクール**として、九小の子供の幸せのために、より

よい九小の学校づくりを通じて、地域ぐるみの学校応援体制を整備し、Qカフェ（学校運営協議会）で熟議し、Qプロ（地域保護者学校協働本部）で連携・協働しながら、よりよい地域社会をつくる。

(1) 地域・保護者に関かれた教育課程 「互いの顔の見える化」

(2) 地域・保護者との良好な関係性の構築 「相手意識・当事者として参画」

(3) 地域等の教育力を生かした学校運営 「九小を楽しむこと」

10 **ライフ・ワーク・バランス**を推進し、教職員の超過勤務の削減、職務における能力発揮・意欲向上を図る。

(1) 定時退勤日の設定（「イクボスの日」9の付く日；月2回程度）

(2) 電話対応時間の設定（留守番電話対応18:00～翌日7:45、18:00以降の電話発信無し）

(3) スクールサポートスタッフの活用

V 目指す五つの教師像「あなたは憧れの教師であってほしい！！」

	①目指す教師像	②視点	③行動指針	④行動指針に対する目標値
1	◇人権感覚や言語感覚に敏感な教師	◇豊かな人権感覚(相手意識)	◇相手の立場に立って、思いやりのある心で接している。 ◇体罰ゼロ	◇子供や保護者の模範となる言動（常に人権感覚） ①笑顔で挨拶 ②丁寧な言葉遣い ③場に応じた服装 毎日100%達成
2	◇自分の健康体力の保持増進に努め、心もからだも元気な教師	◇スマイル&チャレンジ精神	◇常に心身ともに元気で、意欲をもち、自分のよさを発揮している。	◇休み時間に子供と一緒に遊ぶ 週1回以上達成 ◇40歳以上毎年人間ドック受診

3	◇志を高くもち、自己研鑽に励み、プロの教育に徹する教師	◇教師の専門性の発揮	◇「憧れの教師像」を目標設定し、自分の得意分野を伸している。	◇授業観察 学期1回達成 ◇授業研究 研究研修研鑽 ◇自分らしさの発揮
4	◇子供一人一人をかけがえのない存在として、よさやがんばりを認め伸ばす教師	◇共感的な子供理解	◇常に子供に寄り添うことに徹し、関わり合いを楽しんでいる。	◇クラスの子供全員にほめ言葉や励ましの言葉1日1回与えること 90%以上達成 ◇いじめ・不登校ゼロ 100%達成
5	◇「九小の幸せ」を目指す教師	◇学校経営参画意識 ライフ・ワーク・バランス	◇「チーム九小」の一員としての自覚と責任をもって一生懸命に取り組んでいる。	◇目指す子供の姿 ・まなびワクワク ・こころウキウキ ・からだイキイキ 90%以上達成

VI 機動的な学校運営の整備と充実 「喜んで」「まずはやってみよう」

- 1 機動的な学校運営組織づくり ⇒ 学年団制「チーム九小」「サポート九小」
主幹教諭を軸に、学校経営の参画
 - (1) リーダーシップとメンバーシップ
→主幹教諭・必置主任の役割分担の明確化 組織間の連携と共通理解
 - (2) 危機管理意識→分掌の成果・問題点の把握 進捗状況の把握 ホウレンソウ
 - (3) 教育課程の適正な進行管理と危機管理意識
→校長と副校長と主幹教諭・必置主任による毎日の打ち合わせ
 - (4) 会議の精選
→企画会などで効率的な運営 学級事務処理の軽減
- 2 学年・学級・教科の指導の改善と充実 ⇒「学級担任ではなく、学年担任になる」
 - (1) 学校経営方針にもとづいた学年・学級・専科経営案の作成
 - (2) 副担任を含めた学年内の学習指導や生活指導などの報告連絡相談
 - (3) 学年間の学習指導や生活指導などの情報交換の場の設定と推進
- 3 指導計画（Plan）実践（Do）評価（Check）改善（Action）のマネジメントサイクル
 - (1) 年間指導計画・評価規準に基づき、週ごとの指導計画（週案簿）の作成と週末提出の励行
 - (2) 毎週、毎月及び毎学期の実施授業時数の集計等の確認と徹底
 - (3) 指導計画、時数、指導内容・方法などに説明責任をもつこと
- 4 一貫性のある学校経営 ⇒ 『子供の側に立った教育』『徹底』『連携協働』
 - (1) 魅力ある授業づくり
 - ① 授業改善推進プランの活用
 - 指導計画→教科のねらい・「子供に身に付けさせたい力(指導事項)」→指導・児童の工夫改善→成果と課題→改善点
 - 各教科等における指導事項の徹底
 - 「これだけは身に付けさせたい」 年間指導計画・評価規準に反映
 - ② 授業改善の充実
 - 算数少人数による習熟度別指導の充実
 - 算数コーディネータを軸に事前打合せ・進捗状況・成果改善
 - 体験活動と道徳を言語活動でつないだ授業モデルを重視した授業づくり

- 校内研究での授業研究、研究協議、講師による指導助言
 - 複数指導体制による連携・協働
 - T Tによる少人数指導や教科指導、専門性を生かした授業改善
 - A L T、支援員、教育ボランティアを活用した指導態勢
- ③ 授業力の向上
- 週案簿に基づく指導の振り返り、評価 →授業改善
 - 校内研究の推進
 - 学年団制の四つのよさの活用・実践
- (2) 共感的な子供理解力 ⇒ ユニバーサルデザイン
- ① 共生の心の醸成
 - ② 担任の気付き
 - ③ 発達障害についての理解
 - ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備
 - ⑤ 特別支援教育コーディネーターの役割
- (3) 人間関係力
- ① 学年内・学年間の関わり合い「聞く耳をもつこと」
 - ② 教師一人一人の人間性や能力を尊重し合うこと
 - ③ 学年内・学年間の学び合い
 - 先輩教師の優れた実践に学ぶ姿勢
 - 共通理解・共通実践による評価・改善
 - O J Tによるコーチング
 - ④ 保護者・地域との関わり合い
 - コミュニケーション能力（笑顔 あいさつ、話す・聞く・伝え方）
 - 相談事に迅速に誠意ある対応 地域行事への積極的な参加
- 5 学校経営の基本的事項
- (1) 学校運営組織の整備と改善充実
 - 学級担任等を越えた組織の一員としての役割と職務の遂行が基本
 - (2) 指導組織
 - 主幹制度を取り入れた指導組織体制の確立と推進
 - 組織間の連携と共通理解及び役割分担
 - (3) 事務組織
 - 企画から実施までの一貫性の確立と推進
 - (4) 分掌事務の明確化と適正執行
 - 起案事務の徹底と充実〔東大和市文書管理規定〕
 - (5) 学年・学級・教科の指導の改善と充実
 - 子供の実態等に即した学年・学級・専科経営案及び計画案の作成が基本
 - (6) 現行教育課程による指導内容の理解及び指導計画の確立と徹底
 - 各学級の情報交換並びに指導方法等に関わる共通理解とその推進
 - 学級担任や専科等との情報交換の場の設定と推進
 - (7) 授業時数（時間）の確保
 - 毎週の「週ごとの指導計画」の作成と提出の励行が基本
 - (8) 日々の指導計画の作成の徹底
 - 適正な計画執行と変更の場合の的確な処置授業
 - (9) 時間割表の明確化とその実施
 - 「総合的な学習の時間」の年間指導計画及び指導内容の明確化と各学年間の

情報交換

- 毎週毎月毎学期の実施授業時数の集計などの確認と徹底
- (10) 超過勤務の縮減
 - タイムカード打刻の徹底
 - 校務ネットワーク、教材棚の活用

VII 法令等の遵守に基づく学校経営の重点

1 教職員の服務規律の厳正と確立

- (1) 服務の宣誓（地方公務員法第31条）
 - 地方公務員として、法令等に示された服務義務の自覚
- (2) 職務上の義務
 - ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
 - 職務上の上司は、校長及び副校長。身分上の上司は、都教委。
 - 校長の職務は、「校務をつかさどり、所属職員を監督する。」
(学校教育法第28条)
 - 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関する事
 - 所属職員の職務上及び身分上の監督に関する事」
(東大和市立学校の管理運営に関する規則第7条)
 - 副校長の職務は、「校長を補佐し、校長の命を受けて校務を整理し、所属職員を監督し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育を司るものとする。」
(学校教育法第37条、東大和市立学校の管理運営に関する規則第7条)
 - ② 職務に専念する義務
 - 教職員は勤務時間中において自分の職務上の役割や、上司から命じられた職務の遂行に全力を挙げて取り組む。(公務優先の原則)
- (3) 身分上の義務
 - ①信用失墜行為の禁止
 - ②秘密を守る義務
 - ③政治的行為の制限
 - ④争議行為の禁止
 - ⑤営利企業等の従事制限
 - ※ 服務事故として職務命令義務違反、教育課程の不正な管理、体罰、交通事故、セクハラ、会計事故、兼職兼業など、信用失墜行為の禁止
 - ※ 服務に違反した場合は、懲戒免職の対象となる。
(地方公務員法第29条)

2 職員会議

職員会議は東京都及び東大和市の小学校の管理運営の基準に関する規則に基づく。

- (1) 職員会議は、校長の権限と責任のもと、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置くことができる。
- (2) 校長が必要と認めるものを取り扱う。(企画会での連絡調整)
- (3) 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。
- (4) 職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。